

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の解説

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

## 1

### はじめに

令和元年6月5日、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同月12日に公布された（令和元年法律第三十号）。本改正法は、建設業の将来の担い手を確保し、建設業の持続性を確保するため、建設業の働き方改革の促進、建設現場の生産性向上及び持続可能な事業環境の確保の観点から改正を行ったものである。本稿では、この改正法の概要等について解説する。

## 2

### 本改正の背景

建設業は、我が国の経済成長を牽引する「基幹産業」であり、地域の暮らしの安全・安心を支える「守り手」である。建設業就業者数は約500万人に及ぶが、建設業就業者の2018年度の年間の実労働時間の平均は2,036時間であり、全産業の平均（1,697時間）と比べて300時間以上長く、製造業（1,954時間）と比べても約80時間長い状況となっている。年間の出勤日数について見ると、建設業は年間250日であり、全産業の平均（220日）や製造業（233日）と比べて高い水準である。また、他産業ではここ10年ほどの間で労働時間の短縮が進んできている中、建設業は横ば

いで推移しており、長時間労働となっている現状にある。さらに、平成31年4月1日より施行された改正労働基準法では、時間外労働は原則月45時間かつ年間360時間までとされ、特別条項でも上回ることでできない罰則付き時間外労働時間の上限が設定されたが、建設業においても5年の猶予期間を経て令和6年4月から上記の時間外労働の上限規制が適用されることとなっており、建設業の働き方改革は喫緊の課題である。

## 3

### 本改正の経緯

建設業の働き方改革を進めるため、建設業の今後10年を見据えて、平成29年7月に「建設産業政策2017+10」が建設産業政策会議において示された。これらの政策のうち、制度改正により対応を行うことが必要な項目について、平成30年2月から中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会の建設部会下に設置された基本問題小委員会において審議が行われ、同年6月に「中間とりまとめ」が示された。当該とりまとめを基に、法律の改正による対応が必要な施策についてとりまとめ、平成31年3月15日に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出した。

**背景・必要性**

**1. 建設業の働き方改革の促進**

○ 長時間労働が常態化中、その是正等が急務。  
※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回ることをできないもの：
  - ・年720時間(月平均60時間)
  - ・2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
  - ・単月100時間未満
  - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

**2. 建設現場の生産性の向上**

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>

60歳以上: 82.6万人 (25.2%)  
30歳未満: 36.5万人 (11.1%)

**3. 持続可能な事業環境の確保**

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

**法案の概要**

**1. 建設業の働き方改革の促進**

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の標準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

**2. 建設現場の生産性の向上**

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
  - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
  - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未済の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

**3. 持続可能な事業環境の確保**

- 経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

<元請の監理技術者> <下請の主任技術者>

図一 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(概要)

## 4 改正法の内容

### (1) 建設業の働き方改革の促進

#### ① 工期に関する基準の作成等(建設業法第34条関係)

受発注者双方による適正な工期設定の取組を促進するためには、まず、受発注者に対して中立な立場から工期についての考え方を明確にすることが重要である。そのため、建設工事の受発注者及び有識者で構成され、中立性の高い中央建設業審議会が、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告できることとした。

#### ② 著しく短い工期の禁止(建設業法第19条の5及び第19条の6関係)

長時間労働の是正のためには、技能労働者に長時間労働を強いることを前提とするような工期設定でなく、雨天日など様々な事項を考慮した上で適正に建設工事の工期を設定することが重要である。このため、以下の事項を規定した。

##### 1) 建設工事の発注者は、通常必要と認められる

期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととした。

2) 実効性の確保の観点から、国土交通大臣等は、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結禁止に違反した建設工事の発注者に対し、必要な勧告をすることができることとし、勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることとした。なお、その勧告・公表を行うため、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求められることとした。

#### ③ 建設工事の工期の見積もり(建設業法第20条関係)

②において発注者に対し、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することを禁止した。その際、建設業者からどの程度の工期が必要であるか見積もりが示されることは、注文者としても適切な工期で契約するために重要な要素である。このため、建設業者は請負契約を締結するに際して、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積もりを行うよう努めなければならないこととした。

④ 入札契約適正化指針の記載事項の追加（入契法第 17 条関係）

建設業は、年度における繁忙期と閑散期の工事量の差が大きいと、繁忙期においては長時間労働が発生する一方、閑散期においては仕事が少なくなり、収入が不安定となるといった問題がある。そのため、適正な工期の設定や繁忙期と閑散期の工事量の差を小さくする平準化の取組が不可欠であることから、公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項として、公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関する事項を追加した。

⑤ 受注者の違反行為に関する事実の通知（入契法第 11 条関係）

著しく短い工期の禁止について、国土交通大臣等の許可行政庁が違反を把握する機会を確保する観点から、各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者の許可行政庁に対し、その事実を通知しなければならないこととした。

⑥ 請負契約における書面の記載事項の追加（建設業法第 19 条関係）

受発注者双方の共通ルールとしてその遵守を促し、働き方改革を促進するため、建設工事の請負契約の締結に際して書面に記載する事項に「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」を追加することとした。

⑦ 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報提供（建設業法第 20 条の 2 関係）

建設工事の手戻りを防止し、適正な工期による施工を推進するため、建設工事の注文者は、契約を締結するまでに、建設業者に対して、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象の発生のおそれがあると認めるときは、その情報を提供しなければならないこととした。

⑧ 下請代金の支払方法（建設業法第 24 条の 3 関係）

建設業従事者の働き方改革や処遇改善を図る上

で、下請建設業者が雇用している労働者に賃金を円滑に支払うことのできる環境を整備することは重要である。このため、元請負人は、下請代金の労務費相当分は、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならないこととした。

(2) 建設現場の生産性の向上

① 建設工事従事者の知識及び技術又は技能の向上（建設業法第 25 条の 27 関係）

職長、登録基幹技能者をはじめとした高度なマネジメント能力を有する熟練技能者など、建設工事に従事する者一人一人がより高いレベルにステップアップしていく意識を醸成することを通じて、生産性の向上や資格、経験に見合った処遇の実現を図るため、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととした。

② 監理技術者の専任義務の緩和（建設業法第 26 条関係）

情報通信技術の発展や建設生産現場での活用の状況などを踏まえ、工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者として、当該建設工事に関し監理技術者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととした。監理技術者に準ずる者として政令で定める者としては、今回創設する 1 級技士補等を想定している（→④ 技術検定制度の見直し参照）。

③ 主任技術者の配置義務の合理化（建設業法第 26 条の 3 関係）

今後、技術者不足が懸念される中、技術者配置の合理化を図るため、特定の専門工事につき、一定の要件を満たす場合、元請負人が工事現場に置く主任技術者が、下請負人が置くべき主任技術者の職務を併せて行うことができることとし、この場合において、当該下請負人は、主任技術者の配置を要しないこととした。なお、この場合において、あらかじめ注文者の承諾を得た上で、元請負人と下請負人が合意する必要があることとし、また、元請負人は 1 年以上の指導監督的な実務経験

を有する主任技術者を専任で配置しなければならないこととした。さらに、当該下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならないこととした。

#### ④ 技術検定制度の見直し(建設業法第 27 条関係)

将来的な技術者不足が懸念される中、若手技術者の育成を図るとともに、監理技術者等となる一歩手前にいる技術者の活用を図ることが必要である。そのため、技術検定を第一次検定及び第二次検定に再編した上で、それぞれの検定の合格者は政令で定める称号を称することができることとした。政令で定める称号については、第一次検定の合格者は級及び種目の名称を冠する技士補、第二次検定の合格者は級及び種目の名称を冠する技士とすることを想定している。

#### ⑤ 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等(建設業法第 41 条の 2 関係)

建設生産物の高度化・多様化や、工事作業の効率化、工期短縮の観点から、建設現場において工場製品が活用されるようになってきており、工場製品の品質が現場の適正施工を左右するようになっている。一方で、建設企業以外の工場加工・組立・製造される工場製品については、建設業法の規定が適用されず、これまでは、工場製品に起因して建設生産物に問題が生じた場合に、当該工場製品の製造企業に対して指導監督ができなかった。今後、建設企業が良質な工場製品を安心して利活用し、エンドユーザーに対して良質な建設サービスを提供するため、工場製品に問題が生じた場合について以下の規定を整備した。

- 1) 国土交通大臣等は、建設業者等に指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者等に対する指示のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認めるときは、これを引き渡した建設資材製造業者等に対して再発防止を図るため適切な措置をとるべきことを勧告できることとした。
- 2) 国土交通大臣等は、勧告を受けた建設資材製造業者等が当該勧告に従わないときは、その旨

を公表し、又は正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらない場合において、建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該建設資材製造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。

- 3) 1) 及び 2) の実効性を確保するため、国土交通大臣等は建設資材製造業者等に対して、報告徴収及び立入検査できることとした。

#### (3) 持続可能な事業環境の確保

##### ① 建設業の許可の基準の見直し(建設業法第 7 条関係)

建設業の許可の基準のうち許可を受けようとする建設業に関し、5年の経營業務の管理責任者としての経験を有する者等を役員等として配置することとしている要件について、事業の継続性の観点から見直しを行った。これまでは、個人の経験により担保していた経営の適正性を、建設業者の体制により担保することとし、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることと改めた。国土交通省令で定める基準としては、現行の基準を満たしている場合に加え、建設業の役員のみならず相応の管理職の経験等を考慮したものを規定することなどを検討している。また、建設業者として加入すべき社会保険に加入していることについても規定する予定である。

##### ② 承継規定の整備(建設業法第 17 条の 2・第 17 条の 3 関係)

これまで建設業の譲渡や建設業者の合併・分割があった場合には、事業を承継した者が新たに建設業の許可を受ける必要があった。今回、事業承継の円滑化を進める観点から、建設業の全部を譲渡、合併、分割する場合において、事前に国土交通大臣等の認可を受けることで、事業の承継の日にこの法律の規定による建設業者としての地位を承継することとした。また、建設業者が死亡した場合においても、死亡後 30 日以内に申請し、認可を受けることで、相続人は被相続人の建設業者

としての地位を承継することとした。

③ 不利益な取扱いの禁止（建設業法第24条の5関係）

下請負人が元請負人から不当に低い請負代金で契約を締結させられたなどの場合に、元請負人からの報復措置を恐れてその違反行為を許可行政庁に報告することをためらうことが懸念される。下請負人からの適切な情報提供を担保し、建設業の適正取引を推進するため、元請負人は、その違反行為について下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととした。

④ 建設業者団体の責務（建設業法第27条の40関係）

災害時において建設業者と地方公共団体等との円滑な連携を図る上で、事前の災害協定の締結、協定に基づく調整など建設業者団体は大きな役割を果たしている。このため、建設業者団体の役割を明確化する観点から、建設業者団体は、災害が発生した場合において復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

⑤ 標識の掲示義務の緩和（建設業法第40条関係）

これまで下請業者も含め工事現場で施工する全ての建設業者に許可証の掲示が義務づけられていたところ、負担軽減の観点から、発注者から直接請け負った工事のみを対象とすることとした。なお、引き続き適切な情報提供を行うため、施工体系図の記載事項等について省令の改正を行う予定である。



5 国会での審議

改正法案は、令和元年5月17日に衆議院国土交通委員会において提案理由説明が、同月22日に審議が行われ、同月24日に附帯決議と併せて全会一致で賛成が決議され、同月28日の衆議院本会議において全会一致で可決され、参議院に送付された。

参議院では令和元年5月30日に参議院国土交

通委員会において提案理由説明が、同年6月4日に審議が行われ、同日に附帯決議と併せて全会一致で賛成が決議され、同月5日の参議院本会議において全会一致で可決成立し、同月12日に公布された。

改正法案は、政府原案のとおり全会一致で可決されたが、国及び地方公共団体において、適正な工期の実現が図られるよう努めること、請負代金の支払いの適正化などを図るとともに、重層下請構造の改善に向けた取組を進めること、建設労働者への賃金の着実な支払を確保することなどが衆・参の附帯決議に盛り込まれており、政府としてはこれらの点に留意し、その運用について遺漏のないよう取り組んでいく。



6 おわりに

本法律は、法律の公布日（令和元年6月12日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。ただし、4(2)④技術検定制度の見直しについては、法律の公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

建設業は、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である社会資本や住宅、オフィスビル等の建築物の良質な整備を通じて、我が国の経済成長に貢献していくという役割を担うとともに、近年多発している災害からの応急復旧や防災・減災など国民の安全・安心に寄与することも求められている。建設業が引き続きこうした使命を果たしていく上での最大の課題は、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中での担い手確保である。今後、建設業をより魅力ある産業とし、若年層や女性への入職を促進し、将来の担い手を確保するためには、長時間労働の是正や週休2日などの建設業の働き方改革を強力に推進していくことが不可欠である。まずは、本改正の円滑な施行を図りつつ、建設業の働き方改革の実現に向けたさらなる改善に取り組んでいく。